

国連気候変動枠組条約第10回補助機関会合 概要

1999年6月14日
(財)地球産業文化研究所
地球環境対策部
渡辺 重芳

1. 場所 : ドイツ・ボン、ホテル・マリティム
2. 会期 : 1999年5月31日(月)～6月11日(金)
3. 参加者 : 締約国141ヶ国 652人、国連他機関、NGO等626人、報道関係者68人など総計1,346人が参加(国連発表)

4. 会議の概要

(1) 今回会合の位置づけ

補助機関会合は、COP(Conference of the Parties; 締約国会議)の2つの補助機関であるSBSTA(Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice; 科学上及び技術上の助言に関する補助機関)及びSBI(Subsidiary Body for Implementation; 実施に関する補助機関)から構成され、現在、年に2回開催されている(うち1回はCOPと併せて開催)。

今会合では、1997年12月COP3で採択された京都議定書に盛り込まれた京都メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引)や京都議定書の遵守問題、共同実施活動(AIJ)、条約上の課題である技術移転、気候変動による悪影響及び対策による影響への対処、また吸収源(シンク)などに関して、技術的な検討課題について、議論、意見交換を実施。

(2) 京都メカニズム(柔軟性措置)

- ・ 補助機関会合前に各国・各グループから条約事務局への提案に加え、EUがメカニズムによる取引量への上限設定について正式提案あり。
- ・ 途上国(G77+中国グループ)が会議開始後しばらく意見調整、時間を要す。2週目半ばで、CDMに対する統一見解を表明。また、共同実施、排出量取引についても一般的な見解を示す。
- ・ 途上国の意見が出た後に、議長が各国その提案を項目毎にまとめた提案の統合書(synthesis of proposals)に基づき、意見交換を実施。
- ・ 今後は、7月末までに各国から更なる提案、それらをもとに議長が第2次の提案統合書を作成、それを基にCOP5で議論を行うことを決定。
- ・ 先進国側のCOP5の目標は、COP6で最終決定を行うために、その最終決定のための交渉のベースとなる案文をCOP5で決定すること。

(3) 土地利用、土地利用の変化・林業活動(LU・LUCF、いわゆる吸収源(シンク))

- ・ 各国共通の意見として、2000年5月のIPCC特別報告書を待って議論。COP6で、吸収源に関連する人為的活動の定義など実質的決定を行う必要あり、との認識で一致。

- ・ C O P 6 に向け、各国からの情報提供、ワークショップ開催等に合意。

(4) 京都議定書の遵守問題

- ・ 遵守に関する各国からの意見の提出、ワークショップの開催など、今後の作業計画を決定。途上国から、目標が未達成の国に罰金を課して温暖化適応基金を作るべきとの意見提出あり。

(5) A I J (共同実施活動)

- ・ C O P 5 でパイロットフェーズのプロジェクト評価を行うなど、引き続き検討を実施。

(6) 技術移転

- ・ アジア太平洋、アフリカ、ラテンアメリカの 3 地域ごとにワークショップの開催など、今後の作業計画を決定。C O P 5 で最終決定というプエノスアイレス行動計画は遅れることとなり、C O P 6 での決着が決定。

(6) 今後の公式会合の日程

- ・ C O P 5 ドイツ・ボンにて本年 10 月 25 日から 11 月 4 日まで開催。議長国は東欧からポーランドに決定 (議長候補 : シスコ環境天然資源森林大臣) 。
ハイレベルセグメントは、会期終盤の 11/2 ~ 11/4 に開催。(11/2 ; 政策演説、11/3 ~ 11/4 ; 意見交換 (気候変動への対処、京都議定書の早期発効など))
- ・ C O P 6 オランダがホスト国の意思を表明。開催地はハーグ。時期は、米国などがメカニズムやシンクなど、検討期間が必要とことから 2001 年開催を主張。途上国は 2000 年の開催主張。C O P 5 で決定する予定。米国の 2001 年開催の主張には、大統領選挙、新大統領就任時期などとの関連を示唆する向きあり。

(7) その他

- ・ 途上国グループ (G77+中国グループ) 内で、意見の異なる中南米、アフリカ、AOSIS (島嶼諸国連合) などのグループあることで、意見調整に時間を要した模様。ただし、C O P 4 と異なり、公式セッションでは意見の食い違いが見えず。
- ・ 連日サイドイベントとして、国際機関やシンクタンクなど主催のワークショップが開催。メカニズムの制度設計の議論の他、原子力などのテーマあり。

5 . 主要論点別の概要

(1) 京都メカニズム

京都メカニズム (京都議定書第 6 条 ; 共同実施、同第 12 条 ; クリーン開発メカニズム (C D M)、同第 17 条 ; 排出量取引) については、S B S T A (科学上および技術上の助言に関する補助機関会合) ・ S B I (実施のための補助機関会合) の共同議題としての扱

い。補助機関会合前に各国から条約事務局に提出された共同実施、CDM、排出量取引の各メカニズムに対する提案を議長が各項目毎にまとめた提案の統合書 (synthesis of proposals) を基に議論を行うこととされた。先進国側の主な対立点は、EUが、京都メカニズムに国際的に取引出来る量に対して上限を設けようとするに対して、アンブレラグループ (日本、米国、カナダ、豪、NZ、ロシア、ウクライナ、ノルウエー、アイスランド) は取引上限に反対の立場。また、ホットエアの問題についても依然として大きな隔たりあり。EUは、今会合において、取引の上限についての正式な提案を行ったが、COP4と同様に、両者、お互いの共通点など進められるところから進める、というスタンスであり、本会合で大きな議論とはならず。

本議題についての実質的な議論の場である、コンタクトグループが設置されたが、途上国グループ (G77 + 中国) が内部で議論をし、見解をまとめる時間が欲しい、とのことから第1週は議論に入れず、途上国グループから京都メカニズムに関しての意見の提出があったのは第2週の中盤。議論の優先順位は、プエノスアイレス行動計画の決議のとおり、CDMから開始。

途上国の提案は、まず、優先順位を置くCDMについては統一意見を提出、CDMの目的として、1) CDMが、途上国の持続的な発展に寄与するものであること、2) 先進国のGHG削減数量目標の遵守を支援するものであること、を指摘したうえで、そのプロジェクトが持続可能かどうかについてはホスト国である途上国自身が決定するもの、プロジェクト資金としては、ODAなどの既存の資金に対して追加的であることなどの内容 (ただし、商業プロジェクトに関する記述はなし)。

途上国の共同実施、排出量取引については、一般的な見解にとどまり、先進国の国内的な取り組みに対して補足的であるべきなど従来通り主張とともに、時間の制約から内部で十分な議論が行えなかったと説明。

とにかくも、途上国グループが意見を提出したことから、議論はひとまず一巡し、今後は、今会合で各国が述べた意見について、7月31日までに、各国が条約事務局に再度意見を提出し、議長が第2次の統合書をまとめ、それを基にCOP5で議論を行う予定 (先進国側としては、COP6で最終決定を行うために、COP5では、その最終決定のための何らかの素案を決定することが目標)。

(2) 土地利用、土地利用の変化・林業活動 (LU・LUCF、いわゆる吸収源 (シンク))

各国共通の意見として、2000年5月のIPCC特別報告書を待って議論を行う。COP6で、吸収源に関連する人為的活動の定義など実質的決定を行う必要あり、との認識で一致。

< 決議事項 >

- ・ 条約事務局文書に記載された政策的・手続き的課題及び追加的な課題について、各国は8月16日までに意見を提出、これをSBSTA11 (COP5) で検討。
- ・ IPCCにSBSTA11 (COP5) で進捗の報告並びに草案の特別イベントの開催要請。
- ・ SBSTA11 (COP5) において、IPCC特別報告書によって提供される情報の分析のプロセス・タイミングや、COP4の決議の実施に向けた作業計画のプロセスを検討。
- ・ SB12 (2000年6月) とCOP6の間に事務局主催のワークショップの開催し、IPCC 特別報告書について検討、各国は、同ワークショップで取り上げるべき事項について 2000年2月1日

までに意見を提出。

(3) コンプライアンス(京都議定書の遵守措置)

SBSTA, SBI 合同のワーキンググループを設置。京都議定書に盛り込まれた削減数量を確保しうる遵守措置について議論、遵守を促進する側面と非遵守を防ぐ双方から議論。

< 決議事項 >

- ・ 今後の作業計画として、遵守関連項目の特定、遵守システムの設計、非遵守の際の取り扱いなどについて、8月15日まで関連する質問事項に回答すること。
- ・ 「非公式の意見交換」ワークショップを今年の10月はじめに開催すること。この開催目的は、京都議定書の遵守システムを理解するため他の会合の経験などについて非公式の意見交換であり、交渉のためのフォーラムではない。このワークショップに基づき、共同議長が非公式の報告書を作成、しかし、SB11に勧告しない、また、COP5とSB12(2000年6月)の間に再度ワークショップを開催、など。

(4) 共同実施活動(AIJ)

SBSTAとSBIの合同会合、引き続き、クローズの合同作業グループで検討。途上国グループ(G77+中国)は、プロジェクトの地域的なアンバランス、特にアフリカにおけるプロジェクトの欠如、キャパシティビルディングの重要性について言及。併せて、2000年以降もAIJを継続すべき、と主張。一方、アンブレラグループやEUは、多数のAIJプロジェクトのホスト国である、コスタリカ、グアテマラなどの中南米諸国などとともに、AIJから十分な知見をこれまで得てきたとし、パイロットフェーズから、プロジェクトベースのメカニズムへのスムーズな移行の必要を指摘。また、パイロットフェーズについての結論を、COP4での決議どおり、1999年末までのCOP(すなわち、COP5)で行うか、COP6で行うか、などの議論あり。

< 決議事項 >

- ・ AIJは、途上国などにキャパシティビルディング向上を提供すべき。
- ・ パイロットフェーズの評価においては、地域的な偏在、特にアフリカにおけるプロジェクトの欠如を強調すべき。
- ・ COP5での勧告を目途に、SB11(COP5と並行して開催)でAIJの総括的なレビューを進める、など。

(5) 技術移転

民間主導で技術移転を行うべしとする米国などに対して、途上国は締約国が責任を持って技術移転を行うべきと主張。

アジア太平洋、アフリカ、ラテンアメリカの3地域ごとにワークショップの開催など、今後の作業計画を決定。COP5で最終決定というブエノスアイレス行動計画は遅れることとなり、COP6での決着が決定。

(6) その他の議論

条約上の課題である気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響について議論が行

われ、追加的な意見の提出、途上国のキャパシティビルディングの強化と先進国の支援、ワークショップの開催などを決議。また、国別報告の議論では国別報告準備のためのガイドラインと共通報告フォーマットについて決議。

(7) 今後の主なスケジュール

1999年7月31日	京都メカニズムについての各国意見提出期限
8月1日	京都議定書の遵守についての各国意見提出期限
8月16日	シンクについて各国意見提出期限
9月22～24日	条約4条8・9項(気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響)についてのワークショップ開催
10月6～7日	京都議定書の遵守についてのワークショップ開催
10月	シンクについてのワークショップ開催
10月25日	COP5,SB11(ドイツ・ボン、議長国ポーランド)
～11月5日	
2000年6月	SB12
この間	シンクについてのワークショップ開催
2000年末 or 2001年春頃	COP6(オランダがハーグにて招致を表明)

(8) 最後に

COP6までのタイトなスケジュールの中で、今会合においては、途上国が、特に、京都メカニズムに関して、内部での意見調整に時間を要したこと、また、3回の爆弾騒ぎも重なり、さほどの進展は見られなかったとの見方がある一方で、メカニズムなどでは中身の議論のキックオフであったともいえる。

< 参照サイト >

各ドキュメント類：条約事務局のホームページ

<http://www.unfccc.de/>

会合開催時の毎日の交渉経緯など：

IISD の ENB

<http://www.iisd.ca/linkages/climate/climate.html>

以 上